

經濟論叢

第130卷 第3・4号

哀 辭

故中谷 實名誉教授遺影および略歴

設備投資決定のプロセスと基準 (1)……………浅 沼 萬 里 1

イギリス鉄鋼業新設工場における

労使交渉の展開……………菊 池 光 造 28

ナショナル金銭登録機会社における

予算システムの形成……………斎 藤 雅 通 54

ナチ雇用創出政策と再軍備問題……………後 藤 俊 明 75

現代フランスにおける農地の流動化と

その地域的展開……………石 月 義 訓 95

追 憶 文

中谷 實先生を偲ぶ……………岩 根 達 雄 115

中谷 先生を偲ぶ……………石 川 常 雄 123

經濟学会記事

昭和57年9・10月

京 都 大 學 經 濟 學 會

ナチ雇用創出政策と再軍備問題

——ラインハルト計画以前を中心に——

後 藤 俊 明

I は じ め に

ナチスが権力を掌握した1933年1月末ドイツでは600万の失業者が街頭に溢れ、ドイツ経済はいぜんとして1929年以來の世界経済恐慌からの有効な脱出口を見出してないままの状態にあった。こうした厳しい経済情勢のなかで権力の座についたヒトラーは、首相就任後ただちに4カ年以内に失業を解消することを公約し、雇用創出政策による恐慌克服をナチ経済政策の重要な課題に設定した¹⁾。ナチ雇用創出政策はいわゆるラインハルト計画(Reinhardt-Programm)を中心として1933年6月以降本格的に開始され、1934年末までに、1933年上半期の平均失業者数を100としたとき34年上半期57.1、下半期47.3という目ざましい成果を挙げた²⁾。その後1936年までにドイツ経済はほぼ完全雇用を達成し、いち早く世界経済恐慌を克服したのである。こうしたドイツ経済の復興過程において再軍備政策による軍需拡大が決定的な役割を果したことは疑いないところである。これを比較史的視角から「ニューディールの恐慌克服の道」と対比させて「ファシズム的恐慌克服の道」の特質として捉えることも可能である。しかし、ナチ経済政策の展開過程の段階的推移に止目した場合、再軍備政策と恐慌克服の関連は巨視的類型比較のテーゼが前提とするほど自明ではない。いま、1936年までのナチ経済政策の展開過程を1934年夏を画期として2段階に区

1) *Schulthess' Europäischer Geschichtskalender 1933*, S. 36.

2) *Sechster Bericht der Reichsanstalt für Arbeitsvermittlung und Arbeitslosenversicherung (=RAFAVAV) für die Zeit vom 1. April 1933 bis zum 31. März 1934*, S. 3; *Siebenter Bericht der RAFAVAV für die Zeit vom 1. April 1934 bis zum 31. März 1935*, S. 2.

分できるとすれば、第2段階のいわゆる「シャハト時代」には「メフォ手形」(Mefo-Wechsel)を楯杆とする軍備拡充路線が経済政策の前面に押し出され恐慌克服を主導していったことが明白であるのに対して、雇用創出政策に重点が置かれた第1段階におけるナチ経済政策と再軍備政策との関連は必ずしも明らかでなく、従来の研究史においても見解が対立している。この第1段階の経済政策における再軍備と雇用創出の関連を再検討すること、換言すれば、雇用創出政策の政策決定過程において軍事政策的利害にいかなる優先順位が与えられていたかをめぐるいわゆる「優先問題」(Prioritätensetzungsfrage)にひとつの解答を与えることによってナチ雇用創出政策の歴史的な性格を明らかにすることが、小稿のさしあたっての課題である。

ところで、ナチスの恐慌克服策が究極的には「シャハト時代」の軍備拡充路線に収斂していったにもかかわらず、小稿においてそれに先行する比較的短期の雇用創出政策の展開過程をあえて考察の対象とするのは、いま述べた経済政策史的問題関心からだけでなく、雇用創出政策の政策決定過程およびそれをめぐる内政的諸条件の分析を通してナチ・レジーム初期の政治的・社会的権力配置状況の一断面を明らかにしたいと思うからである。そのことは、また同時に、ナチ雇用創出政策の歴史的意義を狭い経済史的観点からだけでなくより広い内政的連関のなかで捉えることを可能とするだろう。こうした視角から雇用創出政策にアプローチする場合に、先に指摘した「優先問題」が雇用創出政策と内政とを関連づけるひとつの重要な結節点を形成する。小稿において再軍備と雇用創出の関連の再検討を考察の出発点とするいまひとつの理由はここにある。以上の課題設定をいま少し明確にするには、以下で「優先問題」をめぐる従来の研究史における論争点を整理することが有益と思われる。

この論争は、直接的には、雇用創出政策期と「シャハト時代」との政策目標設定における連続・非連続をめぐるものであった。まず、ナチ・レジーム前半期の経済政策の責任者であったシャハト Hjalmar Schacht は、戦後の回想録のなかで、1933/34年の雇用創出政策は軍備拡充路線から独立してそれに先行

して実施され、1935/36年以降はじめて再軍備政策へ移行したとするいわゆる「二段階説」を展開した。シャハトによれば、「ヒトラー・レジームは、ヴェルサイユ条約によって締結された軍縮が世界の平和的な経済・社会発展を保証するための手段であるという見解に立っていた。それゆえ、ヒトラーは1933年中ヴェルサイユ条約締結国から軍縮の同意を得ようと努力していた。」再軍備が開始されるのは「一般兵役義務制」が導入された1935年3月以降のことである。したがって、1933/34年段階の「雇用創出政策にとって軍備は当初何の役割も果たさず」「失業者は再軍備によって就労機会を見出したわけではない。」³⁾また、「メフォ手形」についてシャハトは、それは本来雇用創出政策の資金調達のために考案されたものであり、その後本来の意図に反して再軍備の金融方式に転用されたことを示唆している⁴⁾。

こうした「二段階説」はその後クロル Gerhard Kroll の研究によって補強された⁵⁾。クロルは、1934年春を画期として雇用創出政策段階と再軍備中心の国家主導景気政策の段階とを区分する。彼によれば、第1段階の政策は国家の助成政策を補助手段として民間経済の景気回復を図ることを主要な目的としており、また事実1933年中にその成果を徐々に示し始めていた。したがって、もし雇用創出政策が、再軍備政策によって中断されないで、継続して実施されていたならば、ドイツ経済は自律的かつ均衡を保ちつつ景気を回復させ、数年のうちに失業を完全に克服することができたであろう。しかし実際には、そうした自律的回復のチャンスは、ナチ経済政策の重点が軍備拡充路線へ移されることによって失われてしまったという。このクロルの「二段階説」には、パーペン以来の雇用創出政策によって約束された景気政策上の成果がナチ再軍備政策によって妨害されたことへの告発と、本来の雇用創出政策の正当性および有効性への確信が表明されているといえよう。

3) H. Schacht, 1933. *Wie eine Demokratie stirbt*, Düsseldorf/Wien 1968, S. 86-93.

4) H. Schacht, *76 Jahre meines Lebens*, Bad Wörishofen 1953, S. 400 (永井秀男訳『わが生涯』経済批判社 1955年, (下) 97ページ)。

5) G. Kroll, *Von der Weltwirtschaftskrise zur Staatskonjunktur*, Berlin 1958, S. 473 f.

これらの「二段階説」に対する徹底した批判はフィッシャー Wolfram Fischer の見解にみるることができる。フィッシャーによれば、「ナチ経済政策は初めから完全に軍事政策的、外交政策的目的に従属していた。」「その目的とは、雇用創出ではなく、ましてや住民一人当りの社会的生産物の増大でもなく、また何らかの他の経済的、社会的目的でもなかった。それは、権力引継ぎの最初の瞬間から一貫して東部における新しい生存圏の奪取のための戦争準備であった。」「⁶⁾したがって、雇用創出政策と再軍備政策とを対立的に捉えてナチ経済政策の展開を2段階区分することは、ナチ党指導部の一貫した戦争政策の意図を見誤ることになるという。「ヒトラーの戦争政策は、本来は『善意の』『肯定しうる』『正当な』目標設定のうちに倒錯したものであるというのではなく、初めから明瞭なヒトラーの『冷徹な熟慮』と『残虐な意思』の結果であった。」「⁷⁾こうしたフィッシャーの批判的見解は、ナチ党指導部の明確な戦略的意図に基いて雇用創出政策が再軍備政策の一環として打ち出されてきたものと捉えて、両者の結合の側面を強調する。これをいまかりに「一段階説」と呼ぶならば、ザウアー Wolfgang Sauerもまた「一段階説」に立っているといえよう。ザウアーのテーゼを要約すれば、「ヒトラーは、雇用創出のために軍需発注を利用し、恐慌克服と戦争準備とを相互に結びつけ、そうすることによって一挙に2つの問題を解決できることを、すでに洞察していた。」「⁸⁾「雇用創出政策はナチスのオリジナルな恐慌克服政策の試みとみなすことはできず、また、1934年春あるいはそれ以降の時点にいたってはじめて軍需景気がそれにとって代わったわけではない。……それは、再軍備の代替的選択肢ではなく、再軍備の前段階であった。」「¹⁰⁾

6) W. Fischer, *Die Wirtschaftspolitik des Nationalsozialismus*, Lüneburg 1961, S. 7.

7) *Ibid.*, S. 17 (傍点は引用者)。

8) *Ibid.*, S. 19.

9) K.-D. Bracher / G. Schulz / W. Sauer, *Die nationalsozialistische Machtergreifung*, Köln/Opladen 1960 (hier zit. nach Taschenbuch-Ausgabe, Frankfurt a. M. u. a. 1974, Teil III, S. 156).

10) *Ibid.*, S. 160. ほかに「一段階説」の立場に立つ代表的研究として、K. Gossweiler, *Der Übergang von der Weltwirtschaftskrise zur Rüstungskonjunktur in Deutschland 1933 bis 1934*, in: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*, 1968 Teil II, S. 55-116; D. Petzina, ↗

これに対して、最近の新しい研究において「一段階説」が批判的に再検討され始めている。たとえば、バルカイ Avraham Barkai は、「再軍備と戦争準備が失業解消において決定的な役割を果たしたことは疑いない」としても、「しかし、そのことは雇用創出政策をたんに再軍備の……二次的な『副産物』としてのみ捉えるべきであるということの意味するわけではない」と指摘して、次のようにテーゼを要約している。「ナチスは、原則的にもまた戦術・プロパガンダのためにも、再軍備から独立した経済政策上の自律的な目的を完全雇用〔の達成〕に見出した」と¹¹⁾。また、ヴォルフゾーン Michael Wolffsohn は、「ナチ権力者は雇用創出政策において1933年末まで社会政策的動機を優先させ、彼らの中期的・長期的計画、すなわち再軍備を断念していた」¹²⁾として、「民生的」雇用創出政策から「軍事的」雇用創出政策への転換点を1933年末に求めて「二段階説」を展開している¹³⁾。さらに、ナチ雇用創出政策全般を豊富な史料に基いて分析したシュテルツナー Jürgen Stelzner も、フィッシャー批判から出発して、次のようなテーゼを提示している。「経済的衰退の症候である失業が異常に高水準にあった1933/34年における国防省の発注高はわずかであり、それは景気上昇に対してほとんど決定的な影響を与えなかった。……雇用創出の

1) Hauptprobleme der deutschen Wirtschaftspolitik 1932/33, in: VfZ 15 (1967), S. 18-55; ders., Vierjahresplan und Rüstungspolitik, in: F. Forstmeier und H.-E. Volkmann (Hg.), *Wirtschaft und Rüstung am Vorabend des Zweiten Weltkrieges*, Düsseldorf 1975, S. 65-80; ders., *Die deutsche Wirtschaft in der Zwischenkriegszeit*, Wiesbaden 1977, S. 108 f. ただし、ベツィーナは雇用創出政策の意義を再軍備との関連からだけ捉えているわけではなく、支配安定化のための社会心理的効果の側面にも十分な注意を払っている。その意味で、のちに指摘する「一段階説」的アプローチの問題点はそのままベツィーナにはあてはまらない。(Vgl. Hauptprobleme, S. 49 f.)

- 11) A. Barkai, *Das Wirtschaftssystem des Nationalsozialismus*, Köln 1977, S. 125 (カッ=内は引用者、以下同様)。
 12) M. Wolffsohn, Arbeitsbeschaffung und Rüstung im nationalsozialistischen Deutschland: 1933, in: *Militär-geschichtliche Mitteilungen (=MGMT)* 22/2 (1977), S. 18.
 13) 注12)の文献のほか以下を参照。M. Wolffsohn, *Industrie und Handwerk im Konflikt mit staatlicher Wirtschaftspolitik?* Berlin 1977; ders., Großunternehmer und Politik in Deutschland: Der Nutzen der Arbeitsbeschaffung der Jahre 1932/33 für die Schwer- und Chemieindustrie, in: *Zeitschrift für Unternehmensgeschichte* 22 (1977), S. 109-133.

ための様々な政策は多くの点で〔それを再軍備に利用するというヒトラーの〕要求に合致せず、まずもって雇用の拡大効果をもたらしたのである。¹⁴⁾つまり、「ヒトラーは最初から雇用創出と再軍備計画とを運動させることを狙ったが、しかし、ほとんどそれに成功しなかった。¹⁵⁾これに対して、東ドイツのツムベ Lotte Zumpe の最新の研究は、ナチ雇用創出政策を「軍備拡充を楨杆とする国家独占主義的景気政策の機能的構成要素」¹⁶⁾として捉えて、基本的には「二段階説」批判を展開しているものの、雇用創出のための諸政策の大部分が非軍事的性格をもつものであったことに止目して、雇用創出政策の展開過程は決して軍需に依存する大工業の投資活動を刺激する過程ではなかったことを確認している¹⁷⁾。

以上の論争において本稿の考察にとって重要と思われる論点を整理するならば、「一段階説」が、とりわけフィッシャーのテーゼが、その論拠として重視する「雇用創出における再軍備利害の絶対的優先」に関する1933年2月初めのヒトラーの指令は、ナチ党指導部の政策意図の表明を意味するものであり、本来その実現を可能とする歴史的諸条件とは別の問題に属する。雇用創出政策を軍備拡充の「偽装」あるいは「準備段階」とみる「一段階説」的アプローチは、政策意図とその実現諸条件との乖離の問題に十分な配慮を加えず、「意図の重視」の観点から出発しているため、雇用創出政策の意義をナチスの戦争準備との狭い機能的連関のなかで捉える結果となっている。したがって、それは、様々な内政的諸条件によって規定される政策決定過程のダイナミズムとそこから打ち出されてくる政策のもつ多面的な社会的機能に対するアプローチを閉ざしてしまう危険性を含むものであるといわなければならない。これに対して、社会史的アプローチにとって重要なことは、ナチ党指導部の軍事政策的戦略目標

14) J. Stelzner, *Arbeitsbeschaffung und Wiederaufrüstung 1933-1936*, Diss. Tübingen 1976, S. 233.

15) *Ibid.*, S. 270.

16) L. Zumpe, *Wirtschaft und Staat in Deutschland 1933 bis 1945*, Vaduz 1980, S. 80.

17) *Ibid.*, S. 79.

が雇用創出政策の枠内でいかに貫徹したかを叙述することではなく、むしろ、その貫徹を可能とした諸条件もしくはそれを制約した諸条件を解明することである。こうした諸条件を十分な広がりをもって解明するためには、雇用創出政策を軍備拡充問題との関連からだけでなく、それをも包摂するより広い内政的連関のなかで捉え直すことが必要となろう。その場合に、ナチ党指導部がレジーム第1段階において直面した内政上の課題は、基本的に、第1に体制反対派の徹底的な排除、第2に大工業・軍部・行政官僚らの伝統的権力エリートとの利害調整、第3にいわゆる「第二革命」を志向するナチ党内小市民的急進派の政治的無力化であったといえよう。これらは、ナチスによる政治権力の掌握からその定着への移行過程に特有な問題群であった。ナチ党指導部が対応を迫られたこれらの内政上の諸問題が雇用創出政策の政策決定過程にいかなる影響を与えたか、また、これらの問題に一応の決着がつけられナチ・レジーム前半期の権力配置の基本的枠組が形成されるに至る権力定着過程において雇用創出政策はいかなる社会的機能をもったか、さらに、こうした内政的連関に置かれた雇用創出政策において再軍備問題はどのように位置づけることができるか——こうした分析視角からナチ雇用創出政策を考察し、その歴史的 성격の解明に少しでも迫ることが小稿の目的である。ただし、小稿では、紙幅の関係上、以上の課題を部分的にしか果すことができない¹⁸⁾。以下では、考察の対象を第1次ラインハルト計画が発表される1933年6月以前の時期の雇用創出政策に限定し、その政策決定過程を、その後の「優先問題」をめぐる展開との関連で重要と思われる諸側面に絞って、考察してみたいと思う。

II 緊急計画の資金配分問題

ナチ政府の雇用創出政策への取り組みは、権力掌握から10日を経た2月9日に開かれた雇用創出委員会における協議に始まる¹⁹⁾。すでにシュライヒャー内

18) 以上の課題は、近く本誌掲載予定の拙稿「ナチ・レジーム初期の雇用創出政策」において引き続き検討する予定である。

19) 雇用創出委員会は、雇用創出政策に関するライヒ政府の最高意思決定機関として1932年12月/

閣は「間接的雇用創出の優位」に立つパーベン路線から直接的雇用創出政策路線への転轍を行っていたが、その中核を構成したのは5億 RM 規模の公共事業を盛り込んだ緊急計画 (Sofort-Programm) であった²⁰⁾。しかし、シュライヒャー内閣は緊急計画の大綱を発表した2日後に瓦解したため、計画の具体化と実施はナチ政府の手に委ねられることとなった。そのための作業の第一歩が2月9日の雇用創出委員会の協議であったが、そこでの議題は5億 RM の配分問題であった。シュライヒャー内閣は地方自治体4億 RM、ライヒ政府1億 RM という配分計画を決めていたが、ライヒ政府の割当分に対して総額約4億 RM の予算要求が提出されたため、あらためて配分計画を見直すことを迫られたのである。この協議の過程で、ナチ党指導部の政策意図が明確となるとともに、雇用創出政策の路線をめぐる対立が表面化した。その路線対立を要約すれば、地方自治体を公共事業の中心的な担い手として民生用事業を優先させる「民生的・分権的雇用創出政策」と「軍事的・集権的雇用創出政策」との対立であり、後者は「地方自治体の優位」からライヒ主導への転換を図り、雇用創出政策を再軍備政策に結合させることを企図するものであった。

雇用創出委員会において「民生的・分権的雇用創出」を主張したのは、ライヒ雇用創出特命委員ゲーレケ Günther Gereke とプロイセン大蔵省担当ライヒ特命委員ポーピッツ Johannes Popitz である²¹⁾。ゲーレケは、配分予定額

15日に設置された (Vgl. *Notverordnung über Maßnahmen zur Förderung der Arbeitsbeschaffung und der ländlichen Siedlung vom 15. 12. 1932*, in: *Reichsgesetzblatt (=RGBI)*, I 1933, S. 543)。2月9日の協議に先立って8日に委員会が開かれたがフーゲンベルクが欠席したため案件の決定は9日に延期された。9日の協議には、8日の出席者であるヒトラー、ゲーレケ、シュヴェーリオン・フォン・クロージク、ゼルテ、プロムベルク、ポーピッツのほか、パーベン、フーゲンベルク、ゲーリングらが加わった。

20) パーベン計画と緊急計画の内容、立案過程およびそれらの路線をめぐる内政的諸連関についてここで立ち入って論及することができない。それらについては以下の文献を参照されたい。H. Marcon, *Arbeitsbeschaffungspolitik der Regierungen Papen und Schleicher*, Bern/Frankfurt a. M. 1974; D. Petzina, *Hauptprobleme*, S. 18-38; M. Wolffsohn, *Industrie und Handwerk*, S. 78-109; 加藤栄一『ワイマール体制の経済構造』東京大学出版会 1973年, 444ページ以下; 大島通義『雇用創出政策の成立』『三田学会雑誌』67巻2・3号 (1974年) 15-44ページ; 栗原優『ナチズム体制の成立』ミネルヴァ書房 1981年, 393ページ以下。

21) 以下の協議過程の考察は次の史料に依拠するが、煩雑を避けるために以下では引用ページを

を超過したライヒ政府の要求の取り扱いについて、すでに地方自治体から事業申請が殺到していることを理由に、地方自治体の割当額を削減することによってライヒ政府の超過要求に応ずることに対して強い反対を表明した。彼の見解によれば、地方自治体への配分にはあくまで手を触れるべきでなく、もしライヒ政府の要求を実現すべきであるならば、緊急計画全体の規模を拡大すべきであった。しかし、ライヒスバンク総裁ルター Hans Luther は伝統的金融政策に固執してパーペン計画および緊急計画に対する信用供与の総額約25億RMをこれまで以上拡大することを拒否したため、緊急計画の拡大は事実上パーペン計画の縮小によってのみ可能であった。具体的には、パーペン計画の雇用報奨金制度を最終的に廃止し、それによって自由となる租税証券 (Steuer-gutschein) をライヒ政府の公共事業の融資に充用することをゲーレケは提案したのである。ポービッツもまた、「分権的雇用創出」という緊急計画の基本方針を配分計画の変更によって掘り崩すことに対して異議を唱えて、次のように述べた。「5億RM全額を分権的雇用創出に充用することは、そもそも緊急計画の発表当初より予定されていたことであり、ライヒ政府への1億RMの分割さえすでに当初の計画からの由々しき離反である」と。ところで、ゲーレケらが分権的雇用創出の優先を主張したのは、失業の長期化とともに失業者救済の負担が地方自治体の財政を著しく圧迫していたからである。失業救済制度は1927年9月以降失業保険 (Arbeitslosenversicherung)、緊急扶助 (Krisenfürsorge)、福祉的失業者扶助 (Wohlfahrtserwerblosenfürsorge) から構成されていた。失業者は通常失業後20週まで失業保険の給付を、その後38週まで緊急扶助の給付を受けることができたが、その間に再就職できない場合には地方自治体の福祉的失業者扶助の対象となる²²⁾。不況の長期化にともなって失業保険と緊急扶助の給付期限の切れた失業者が続々と福祉的失業者扶助の受給者となっ

22) 記さない。Niederschrift über die Sitzung des Ausschusses für Arbeitsbeschaffung am 9. 2. 1933, in: Bundesarchiv Koblenz (=BA), R43II/536, Bl. 20-31.

22) L. Preller, *Sozialpolitik in der Weimarer Republik*, Stuttgart 1949, S. 418-453; 加藤榮一, 前掲書, 388-394, 452-453ページ参照。

たため、そこに失業者が堆積し、地方財政に重圧を加えたのである。こうした状況を前にして、失業者に就労機会を与えることによって地方自治体の失業者扶助の負担を軽減させ、地方財政を破綻から救うことが急務であった。そのためには、公共事業の地域的偏重を避けて、地方自治体を担い手として公共事業を均等に分散化させ市町村のすみずみにまで行き渡らせることが重要であった。

ゲーレケ、ボーピッツの「民生的・分権的雇用創出政策」略線に対して、まず蔵相シュヴェリー・フォン・クロージク Lutz Graf Schwerin von Krosigk が反論を加えた。雇用報奨金制度の廃止を求めるゲーレケ提案について、それを廃止すればライヒ政府の経済政策の一貫性に対する産業界の信頼が揺らぐ恐れがあるという政治的配慮から、現時点での雇用報奨金の廃止には慎重でなければならぬと指摘した。しかし、このことは事実上緊急計画の拡大に対する反対を意味した。そこで、シュヴェリー・フォン・クロージクは緊急計画の配分計画の変更を求め、その具体案として、まずライヒ政府の要求をできるかぎり圧縮することを提案した。すなわち、①ライヒ鉄道は国庫からの融資に依存せず自己金融をはかるべきであるという理由から、その要求額1億8,000万RMの全額を削除すること、②労働省、運輸省、国防省、ライヒ航空委員会の要求総額2億2,200万RMを1億2,000万RMに縮小することを提案した。次いで、こうした縮小によってもなお割当分を超過する2,000万RMは地方自治体の割当分を削減することによって補填すべきであると主張した。この蔵相案は、緊急計画を拡大することなく（したがってパーベン計画を縮小することなく）緊急計画の資金配分をライヒ政府に有利に変更し、雇用創出政策をライヒ主導へ転換させることを狙ったものといえよう。これに対して、経済相兼農相フーゲンベルク Alfred Hugenberg は蔵相案ではなお不十分であるとして、地方自治体への配分をさらに6,000万RM削減することを要求して、分権的雇用創出に対する批判の先頭に立った。

こうしたなかで、ライヒ航空委員会のミルヒ Ernst Milch から蔵相案に対

して異議が提出された。ライヒ航空委員会はすでに空軍建設を目的とする総額1億2,700万RMにのぼる3カ年計画を作成し、初年度にあたる1933年度の予算4,230万RMのうち3,000万RMを緊急計画の枠内で調達することを要求したが、シュヴェリーン・フォン・クロジクはこれを2,000万RMへ削減することを提案したからである。ここでヒトラーがとくに発言を求め、雇用創出政策と再軍備政策との関連について次のように述べた。「ドイツの将来は唯一国防軍の再建にかかっている。他のすべての任務は再軍備の任務の背後に退けられるべきである。……将来国防軍の要求と他の目的のための要求が衝突したときには、いかなる場合でも国防軍の利害が優先されなければならない。緊急計画の資金配分もこうした観点から決定すべきである。……5億マルク計画はそれ自体として最大の規模であり、とりわけ再軍備利害に役立たせるのに好都合である。それは国防改善のための事業をもっともうまく偽装することができる」と。ここに、「公共事業計画における軍事的利害の絶対的優先」というナチ党指導部の政策意図を明瞭に読みとることができる。ヒトラーは、すでに2月8日の閣議においてシュレージエンのダム建設のための予算要求をめぐって協議が行われた際にも、「公的に助成されるあらゆる雇用創出政策は、それがドイツ民族の防衛力再建の観点からみて必要か否かという観点に立って判断されなければならない」と述べて、雇用創出政策を再軍備政策の一環へ組み入れる考えを明確に表明している²³⁾。ヒトラーによれば、現在のドイツ経済の危機を輸出拡大によって克服することはもはや不可能であり、アウトルキーを可能とする領土拡張、すなわち「東部生存圏」(Lebensraum in Osten)の奪取によってのみ可能である。それを実現するための最も重要な前提条件が国防力の再建にほかならず、したがってあらゆる経済政策は再軍備戦略に従属されねばならなかった²⁴⁾。

23) Niederschrift über die Ministerbesprechung am 8. 2. 1933, in: BA, R43II/536, Bl. 7f.

24) Rede Hitlers vor Reichswehrbefehlshabern am 3. 2. 1933, zit. nach: H.-E. Volkmann, Die NS-Wirtschaft in Vorbereitung des Krieges, in: W. Deist u. a., *Ursachen und Voraussetzungen der deutschen Kriegspolitik*, Stuttgart 1979, S. 209.

さて、雇用創出委員会では以上のヒトラーの発言を受けてシュヴェリーン・フォン・クロージクが修正案を提出した。それは、ライヒ航空委員会の要求3,000万RMにさらに1,000万RM増額し、それにともなって生ずるライヒ政府の超過分を地方自治体の割当分から差し引くという案であった。すでにヒトラーの政策意図が明確に表明された以上ゲーレケやポーピッツももはや反対を唱えることができず、この修正案は委員会において最終的に承認された。こうして、直接的に再軍備を目的とする事業9,000万RM（国防軍＝5,000万RM、航空委員会＝4,000万RM）が緊急計画のなかへ組み込まれたのである。

以上の2月9日の雇用創出委員会の協議の過程から、権力掌握直後はやくもナチ雇用創出政策の重点が、量的規模からみればなお限定されたものであったとしても、ヒトラー自身の強いイニシアティブによって「民生的・分権的雇用創出」から「軍事的・集権的雇用創出」へ移されたことを確認できる。

III 雇用報奨金制度の廃止

緊急計画の資金配分計画の変更が「軍事的・集権的雇用創出政策」への転換の第一歩であるとするれば、1933年3月の雇用報奨金制度の廃止決定はその第2の契機を意味した。雇用報奨金制度は第2次パーペン計画（1932年9月）によって実施に移されたが、その内容は、企業の雇用拡大を刺激する目的のもとに、1932年10月以降1年間に四半期毎の被用者数が基準被用者数（1932年8月15日時点の被用者数または6月—8月の平均被用者数）を上回った場合、新規雇用の被用者1名につき100RMの租税証券を報奨金として交付するというものである²⁵⁾。租税証券は、1934—38年に毎年額面の20%ずつ所得税・法人税を除くすべての国税の納付に利用することができたため、事実上の企業減税措置を意味した²⁶⁾。その財源として当初は7億RMが予定されたが、このうち5億

25) Verordnung zur Vermehrung und Erhaltung der Arbeitsgelegenheiten vom 5. 9. 1932, in: *RGBl*, I 1932, S. 433f; H. Marcon, *op. cit.*, S. 191-2.

26) Vgl. R. Erbe, *Die nationalsozialistische Wirtschaftspolitik 1933-1936 im Licht der modernen Theorie*, Zürich 1958, S. 21; H. Marcon, *op. cit.*, S. 178 f.

RM がシュライヒャー内閣の手によって緊急計画の財源に充用されたため、1933年初めの段階では2億RMの規模に縮小されていた²⁷⁾。すでにみたように、雇用報奨金制度の廃止問題は2月9日の雇用創出委員会においても議論された。その席上この制度の廃止を主張したのはゲーレケであったが、彼が廃止の理由として指摘したのは、報奨金を受け取る企業の多くは公共事業の受注によって雇用を拡大できた企業であり、そこでは報奨金と公共事業の「二重取り」が行われているという事実であった。彼の見解によれば、こうした「二重取り」は公共事業の受注に関与できないか、あるいはわずかにしか関与できない企業に不公平感を与えているため、3月5日に迫った国会総選挙への政治的配慮から即時廃止することが望ましかった²⁸⁾。これに対してシュヴェリン・フォン・クロージクは、1932年末までに約4,000万RMの報奨金が交付された実績を示して、1933年9月までにさらに1億6,000万RMの交付が予想され、それによって160万の失業を解消できるだろうと述べて、報奨金制度の存続を主張した。さらに、彼は、廃止にともなう政治的影響について、パーペン計画の一部を現時点で変更すればライヒ政府の経済政策に対する産業界の不信が高まり、3月の総選挙に悪影響を与える恐れがあると指摘して、3月選挙以前の廃止に反対した²⁹⁾。こうした対立のなかでヒトラーは、ゲーレケの指摘する「二重取り」を「不道徳的である」として雇用報奨金制度の見直しの必要性を認めたものの、総選挙を1カ月後にひかえていたため従来の経済政策の枠組を変更することをためらった³⁰⁾。先にみた緊急計画の資金配分計画の変更は緊急計画の枠組のなかにおける部分的修正にとどまったのに対して、雇用報奨金の廃止は、経済活動に直接的な影響を与えるばかりでなく、パーペン計画の重要な変更を意味したため、「直接的雇用創出」か「間接的雇用創出」かをめぐる政策論争を再燃させて、パーペン路線を支持した社会勢力、とくに工業の反

27) H. Marcon, *op. cit.*, S. 267.

28) Niederschrift über die Sitzung am 9. 2. 1933, B1. 22.

29) *Ibid.*, B1. 25.

30) *Ibid.*, B1. 29.

発を招く恐れがあったからである³¹⁾。こうした選挙戦術の配慮からヒトラーは雇用報奨金問題の決着を総選挙以後に延期せざるをえなかったのである。ナチ党指導部は、社会的・経済的利害を異にする多様な利益諸集団を政治的に結集するためにレジームの内政的基盤が確立するまで明確な経済・社会政策プログラムを提示しないという戦術を意識的に採用したが、雇用報奨金問題に対するヒトラーの対応もそうした戦術的行動様式の一環であったといえよう³²⁾。

2月9日の決定が戦術的性格をもつものであったことは国会総選挙後ただちに明らかとなった。すなわち、3月15日の閣議において雇用報奨金問題が再びとり上げられ、協議の結果4月1日以降廃止することが決定されたのである³³⁾。この決定に対して工業界の一部は、多くの企業はすでに報奨金の交付を見込んで雇用を拡大しているため突然の廃止によって大きな経済的打撃を蒙ることになると憂慮して、制度の存続を要求した。これを受けてドイツ使用者団体連合 (Vereinigung Deutscher Arbeitgeberverbände) は大蔵省および労働省との協議のなかで廃止にともなう打撃を最少限にとどめるための移行措置をとることで妥協し、その移行措置をできるかぎり延長することを主張した³⁴⁾。その結果、3月まで報奨金を受けていた企業にかぎって6月末までひき続き報奨金を交付するという移行措置を実施することで妥協が成立した³⁵⁾。こうして、ナチ党指導部は「間接的雇用創出の優先」の立場に立つ工業界の反対を押し切って雇用報奨金の廃止に踏み切ったわけであるが、それは2月初め以来のナチ党指導部の政策意図、すなわち再軍備のための直接的雇用創出政策を拡大すると

31) バーベン路線の親大工業的性格については、D. Petzina, *Hauptprobleme*, S. 30; 栗原優, 前掲書, 452 ページを参照。なお、ヴァイマル末期の雇用創出政策をめぐる産業界内部の政策論争について詳しくは、M. Wolffsohn, *Industrie und Handwerk* を参照されたい。

32) D. Petzina, *op. cit.*, S. 40。こうした戦術はシャハトによってヒトラーに進言されたという (G. Kroll, *op. cit.*, S. 423)。ベッツィーナが戦術的観点を重視するのに対して、クロールはナチ党が経済政策に関して明確な政策路線をもたないで権力掌握後「途方に暮れていた」側面を強調している。Vgl G. Kroll, *op. cit.*, S. 458。

33) *Wirtschaftsdienst* vom 24. 3. 1933, S. 386。

34) M. Wolffsohn, *op. cit.*, S. 290。

35) Gesetz zur Änderung der Steuergutscheinverordnung vom 7. 4. 1933, in: *RGBI*, I 1933, S. 187。

いう意図に基くものであったといえよう。報奨金の廃止によって自由となる財源1億RMの用途について3月17日の雇用創出委員会において協議が行われ、その結果1億RMを「国防軍の諸目的のために充用すること」が決定されたことは、そうしたナチ党指導部の政策意図を明瞭に指し示している³⁶⁾。この決定によって緊急計画は5億RMから6億RMへ拡大され、そのうちライヒ政府割当分が1億8,000万RMから2億8,000万RMへ増額され、全体の46.7%に達した³⁷⁾。これに対して地方自治体の割当は当初の80%から53.3%へ縮小されたのである。また、ライヒ政府割当分のうち軍事的目的をもつ公共事業はいまや1億9,000万RMにのぼり、プログラム全体の18%から31.7%へ飛躍的に拡大された。それは1932年度の国防予算の30.2%に匹敵する³⁸⁾。ここに、ナチ党指導部が従来の政策の部分的変更を重ねながら彼らの軍事政策的戦略意図を着々と実現させていく過程をみることができる。

IV ゲーレケ解任

ナチ党指導部主導の雇用創出政策の展開の第3の指標は、ライヒ雇用創出特命委員ゲーレケの解任である。1933年3月23日ゲーレケは1,200万RMの公金横領容疑で逮捕され、3月27日特命委員の職を解かれた³⁹⁾。政府はこの逮捕が「純粋な刑事事件」である旨の声明を発表したが、その政治的性格は呑み得ない。というのは、すでにみたように、ゲーレケは「民生的・分権的雇用創出政策」の代弁者としてナチ党指導部の政策路線と対立する立場にあったため、ナチ党指導部にとってゲーレケの排除は早晚必要であったからである。注目すべきことは、ゲーレケ解任の直接のきっかけを作ったのはゲーレケ自身であった

36) Niederschrift über die Sitzung des Ausschusses für Arbeitsbeschaffung am 17. 3. 1933, in: BA, R43II/540.

37) 2月9日の資金配分計画の変更のあと、2月20日に再び配分計画の変更が行われ地方自治体の割当分から2,000万RMが労働省に移されたため、3月中旬までのライヒ政府割当分は1億8,000万RMであった。

38) J. Stelzner, *op. cit.*, S. 226.

39) *Deutsche Allgemeine Zeitung (=DAZ)* vom 24. 3. 1933; J. Stelzner, *op. cit.*, S. 65.

ことである。ゲーレケは3月6日付回状にて地方自治体に対して、緊急計画で予定されている公共事業を速やかに実施するために3月20日を最終期限として事業申請を提出するよう要請したが、そのさいドイツ公共事業会社(Die deutsche Gesellschaft für öffentliche Arbeiten=Öffa)が決定した事業資金の地域別配分計画に拘束されることなく申請することができるかと通達した⁴⁰⁾。ゲーレケがこの回状で意図したことは、地方自治体にÖffaの配分計画の割当額を超過する公共事業を申請させ、現行の雇用創出プログラムがいかに地方自治体の要求に答えていないかを示すことであった。つまり、分権的雇用創出の拡大が必要であるという従来からの自己の主張の正当性を地方自治体の事業申請の実績によって裏付け、集権的雇用創出政策路線に対抗して政策決定過程における自己の立場を強めること、ここにゲーレケの狙いがあった。この回状を公布するとき大蔵省と事前に協議を行わなかったことは、そうしたゲーレケの意図を明瞭に表わしている。しかしその結果、ゲーレケと大蔵省との間に激しい権限争いが生ずることとなった⁴¹⁾。さらにまた、ゲーレケの回状は地方自治体のレベルにおいても混乱をひき起こした。フーゲンベルクの指摘するところによれば、ゲーレケは県知事(Regierungspräsident)を介して「あらゆる手段を用いて、ときには圧力を加えて」地方自治体に対してできるかぎり多くの事業を申請するよう働きかけたという⁴²⁾。プロイセン政府もこうした事態を深刻に受け止めて、ただちに州長官(Oberpräsident)に対して、ゲーレケ・県知事による圧力を抑えるために市町村に対して「必要なる影響力」を行使するように要請しなければならなかった⁴³⁾。

こうした3月6日付回状に端を発したゲーレケの独走は、ナチ党指導部がそ

40) Rundschreiben des Reichskommissars für Arbeitsbeschaffung vom 6. 3. 1933, in: BA, R43II/536, Bl. 48 f.

41) Vermerk des Reichsfinanzministeriums (=RFM) vom 27. 4. 1933, in: BA, R2/18660 (R2: ohne Blatt-Nummer).

42) Schreiben Hugenberg an RFM vom 4. 4. 1933, in: BA, R2/18660.

43) Notiz einer Sitzung des Aufsichtsrats und des Kreditausschusses der Öffa vom 8. 3. 1933, in: BA, R43II/536, Bl. 103.

れまでゲーレケに許容していた行動領域を逸脱するものであったため、ナチ党指導部の厳しい反撃に遭遇せねばならなかった。その場合に、ナチ党指導部をして最終的にゲーレケ解任に踏み切らせた理由として次の2点を指摘することができる。

第1に、3月6日付回状は「軍事的・集権的雇用創出政策」路線に対する「民生的・分権的雇用創出政策」路線の側からの巻き返しを意味した。しかも、それが中央政府において権限争いをひき起こしただけでなく、地方自治体を糾合していわば「下から」の要求を突きつけることによってライヒ政府に分権的雇用創出を迫るという展開を示し始めた。こうした展開は、ナチ党指導部にとって、彼らの政治的、軍事的戦略目標を主導とする政策選択の余地が狭められる危険性を含むものであった。

第2に、金融・工業を中心とする産業界とゲーレケ路線の対立を指摘できる。ゲーレケ路線を代表したのは、ゲーレケのほかにエッツドルフ Walter von Etzdorf、ヘーペル Ludwig Herpel、ディケル Otto Dickel らから成るいわゆるエッツドルフ＝クライスであったが、彼らはヴァイマル共和制末期に緊急計画の原型ともいべきゲーレケ・プランを作成し、ゲーレケがライヒ雇用創出特命委員に任命されたのちはそのスタッフに加わっていた⁴⁴⁾。エッツドルフ＝クライスは直接的雇用創出政策路線に立って25～30億RMにのぼる大規模な公共事業計画の実施を提唱したが、それは「間接的雇用創出の優先」を主張する産業界と真向から対立するものであった。また、このクライスの1人であるヘーペルは、1931年夏シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州のレンズブルクにおいて協同組合形式の「決済金庫」(Ausgleichkasse)を設立して中央銀行から独立して発券業務を行い逮捕された経歴をもち、一般に「代用通貨製造者」(Ersatzguld-Fabrikant)として知られていた⁴⁵⁾。こうした「通貨の実験」を行った人物が、大規模な信用拡張に直結する雇用創出プログラムを標榜して、通貨・信

44) W. Grotkopp, *Die große Krise*, Düsseldorf 1954, S. 101; D. Petzina, *op. cit.*, S. 23.

45) „Devisen Rendsburg am Wilhelmplatz“, in: *DAZ* vom 5. 1. 1933; W. Grotkopp, *op. cit.*, S. 159.

用政策の根幹に関わる雇用創出政策の最高責任ポストのスタッフに招かれ政策決定に関与していることは、工業界にとって危険きわまりないことであった。

『ドイチェ・アルゲマイネ新聞』は、ライヒ雇用創出特命委員会の人事政策について次のように書いている。「決定的なことは、次の根本的な問いである。すなわち、困窮のなかから生まれた新しいライヒ委員会の活動が、納税者を犠牲として、〔本来ならば〕彼らの空想的願望を委員会活動において自由に実現させてはならないような人々によって、したがって、委員会の実務にただ不穏と混乱を持ち込むだけの人々によって、初めから重荷を負わされていることを容認すべきか否かという問いである」と⁴⁶⁾。さらにまた、エッツドルフークライスは、直接的雇用創出の金融方式について「資本主義的金融」を拒否し、金融資本を排除した無利子融資制度の導入を提唱した⁴⁷⁾。これは、ヘッペルやディケルらによって「利子奴隷制打破」のための「反資本主義的闘争」の一環として捉えられており、ここにエッツドルフークライスとナチ党急進派との接点を見ることができるといえる。たとえば、ナチ営業中間層闘争同盟 (Kampfbund für den gewerblichen Mittelstand) の幹部フンケ Heinrich Hunke の編集する『ドイチェ・フォルクスヴィルトシャフト』誌は、ゲーレケ・プランの金融方式の理念がナチズムの精神に合致していることを確認して次のように書いている。「金融資本主義およびそれによって生み出され促進されたライヒスパンクの自律性に対する闘争は、利子奴隷制の打破に行きつく。なぜなら、無利子で融通されるクレジットがわが民族のすべての経済分野に浸透すれば、高利の貸付資金は駆逐され、時とともに不必要なものとなるからである」と⁴⁸⁾。また、『アルバイタートゥム』誌も、「ゲーレケ・プランの起草者たちは、1932年5月10日のグレゴール・シュトラッサーの国会演説から有用な部分をすべて借用している。また、ヘッペル博士は以前ナチ党员であり、ゴットフリード・フェダーの思想に影響を受けている」と書いて、ゲーレケ・プランとナチ党急進派

46) *DAZ* vom 5. 1. 1933.

47) J. Kopsch, *Der Gereke-Plan*, in: *Die deutsche Volkswirtschaft*, 1933 Nr. 1, S. 14.

48) *Ibid.*, S. 13, 15.

の政策理念との親和性を指摘している⁴⁹⁾。したがって、金融・工業は、以上のような人脈から成るライヒ雇用創出特命委員会の権限が拡大することによって経済政策におけるナチ党急進派の発言力が強まることを危惧しなければならなかったのである。「シュライヒャー内閣は雇用創出を通貨・信用政策からみて危険でない枠内に収めたが、ヒトラー・フーゲンベルク政府はこうした枠内にとどまるのか、あるいはそれを打ち破ろうとする勢力が優勢となるのではないか」という疑念は、工業界に根強く存在した⁵⁰⁾。こうした情勢のなかで、ナチ党指導部は工業界のゲーレケおよびそのスタッフに対する不信任を配慮してゲーレケの解任に踏み切ったのである。しかし、このことは同時に、3月中旬に決定された雇用報奨金廃止および緊急計画の拡大に対する工業界の批判をかわずことに役立った。すなわち、緊急計画の変更を第一歩として直接的雇用創出の拡大路線がナチ経済政策の基本線として打ち出されてくるのではないかという工業界の不安を、拡大路線の首唱者であるゲーレケの解任という事実でもって緩げることを狙ったのである。

労相ゼルテ Franz Seldte は、ゲーレケ解任後ただちに、鉄兜団経済顧問リュバート Erich Lübbert を後任に推挙したが⁵¹⁾、ナチ党指導部はリュバートの経済政策路線がゲーレケのそれに近いことを理由にゼルテの提案を拒否した⁵²⁾。ライヒ雇用創出特命委員のポストは、ゲーレケ解任のあと一時的に職業紹介・失業保険庁長官ジールプ Friedrich Syrup が兼任したが、4月25日の閣議においてこれを廃止し、雇用創出政策の立案・実施の権限を労働省、大蔵省および軍事関係専管の特別委員会の3者に委譲することが決定された⁵³⁾。こ

49) B. Köhler, Wir wollen das Recht auf Arbeit, in: *Arbeitertum (Blätter für Theorie und Praxis der NSBO)* vom 15. 1. 1933, zit. nach: A. Barkai, *op. cit.*, S. 128.

50) G. Stolper, Vier Jahre? in: *Der deutsche Volkswirt* vom 10. 2. 1933, S. 600.

51) Schreiben Seldtes an Reichskanzlei vom 6. 4. 1933, in: BA, R43II/539, Bl. 57 f. リュバートの経歴については、W. Grotkopp, *op. cit.*, S. 38 Anm. 2 を参照。

52) J. Stelzner, *op. cit.*, S. 67.

53) Vermerk des RFM vom Mai 1933, in: BA, R2/18378. ライヒ雇用創出特命委員会の正式の廃止は7月13日まで延期されたが、その政策立案の権限はすでに実質的に労働省、大蔵省の手に移っていた。Vgl. WTB vom 26. 7. 1933, in: BA, R43II/539, Bl. 68.

うしてエツツドルフ＝クライスを中心とするゲーレケ路線の排除が完了したのである。

V お わ り に

以上において1933年6月以前の雇用創出政策の政策決定過程の重要な諸側面を考察したが、それを要約すれば次のとおりである。

権力掌握以後の政治・社会情勢はナチ党指導部にとって内政的権力基盤を固めるにはなお不確定な要素を含んでいたため、ナチ政府は不況対策のための明確な政策路線と独自の新しいプログラムを打ち出すことを回避せざるをえなかった。そのため、1933年前半期の雇用創出政策は、基本的に、パーベンおよびシュライヒャー内閣の手で準備されたプログラムを引き継ぎ、その枠内で展開されたのである。しかし、そうした従来の政策の枠組のなかでナチスの軍事政策的戦略目標を実現するために許容された自由行動領域は決して小さくなく、ナチ党指導部はそれを最大限に利用したといえよう。パーベン計画および緊急計画の部分的修正や人事政策上の変更を重ねながら、ナチ党指導部は「民生的・分権的雇用創出」から「軍事的・集権的雇用創出」へなし崩し的に政策の重点を移行させるのに成功したのである。そのかぎりにおいて、2月初めの「雇用創出政策における軍事的利害の絶対的優先」に関するヒトラーの指令は、たんに政策意図の表明にとどまらず、1933年前半期のナチ雇用創出政策の展開過程を現実の規定していたといえよう。

こうした「軍事的雇用創出の優位」によって特徴づけられる1933年前半期の政策路線が、1933年春以降のナチ・レジームの政治・社会情勢の新たな展開を前にしてどのように転換していったかを考察することが、次稿の課題である。

(1982. 3. 31 稿)